

# 公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 1 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、なんば市税事務所に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 7 月 8 日に文書の送達があったものとみなされます。

|             |             |       |
|-------------|-------------|-------|
| 送達を受けるべき者   | 氏 名<br>又は名称 | 小林 惇一 |
| 送達する文書の文書番号 | 大財な収第10234号 |       |